

令和8年6月5日招集

第2回狭山市議会定例会議案

	目	次
議案番号	件	名
		ページ
第30号	専決処分の承認を求めることについて (狭山市税条例の一部を改正する条例)	3
第31号	専決処分の承認を求めることについて (狭山市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)	8
第32号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度狭山市一般会計補正予算(第9号))	12
第33号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度狭山市介護保険特別会計補正予算(第3号))	14
第34号	狭山市教育委員会委員の任命について	16
第35号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	18
第36号	狭山市監査委員に関する条例の一部を改正する条例	20
第37号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	21
第38号	狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	22
第39号	狭山市税条例の一部を改正する条例	24
第40号	狭山市立学校給食センター条例の一部を改正する条例	27
第41号	狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	31
第42号	令和8年度狭山市一般会計補正予算(第1号)	32
第43号	令和8年度狭山市介護保険特別会計補正予算(第1号)	33
第44号	狭山市立新狭山小学校校舎改修工事請負契約の締結について	34
第45号	狭山市駅加佐志線調整池及び久保川調節池整備工事請負契約の変更契約の締結について	35
第46号	財産の処分について	36
第47号	市道路線の廃止について	38

議案第 30 号

専決処分の承認を求めることについて

狭山市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方税法等が改正され、施行期日の関係により、緊急に狭山市税条例を改正する必要が生じ、令和 8 年 3 月 31 日に狭山市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

狭山市税条例の一部を改正する条例

条例別紙のとおり

令和8年3月31日

狭山市長 小谷野 剛

狭山市税条例の一部を改正する条例

狭山市税条例（昭和30年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第81条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第81条の3とする。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）並びに第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「かつ」を「かつ、」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の5第1項及び第7条の8中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第15条の3から第15条の7までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める。

附則第 18 条第 5 項第 2 号、第 18 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 18 条の 8 第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 18 条の 9 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに第 18 条の 9 の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 改正後の狭山市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(狭山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 狭山市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「の種別割」を削る。

議案第 31 号

専決処分の承認を求めることについて

狭山市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方税法施行令が改正され、施行期日の関係により、緊急に狭山市国民健康保険税条例等を改正する必要性が生じ、令和 8 年 3 月 31 日に狭山市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

狭山市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

条例別紙のとおり

令和8年3月31日

狭山市長 小谷野 剛

狭山市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(狭山市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 狭山市国民健康保険税条例(昭和29年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

(狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和8年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条に1項を加える改正規定中「とする」の次に「。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする」を加える。

第19条第1項各号列記以外の部分の改正規定中「及び」を「、」に改め、「改め」の次に「、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え」を加え、同項第1号に次のように加える改正規定に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について70円

第19条第1項第2号に次のように加える改正規定に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上

被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円

第19条第1項第3号に次のように加える改正規定に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円

第19条第3項に2号を加える改正規定中「2号」を「3号」に改め、同改正規定に次のように加える。

(9) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の狭山市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度狭山市一般会計補正予算（第 9 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度狭山市一般会計補正予算（第9号）

補正予算別冊のとおり

令和8年3月31日

狭山市長 小谷野 剛

令和7年度狭山市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度狭山市一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,144千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,922,377千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
2 地方譲与税	
	3 森林環境譲与税
18 財産収入	
	1 財産運用収入
19 寄附金	
	1 寄附金
20 繰入金	
	2 基金繰入金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
318,000	601	318,601
18,000	601	18,601
889,780	3,058	892,838
134,473	3,058	137,531
220,000	△45,662	174,338
220,000	△45,662	174,338
3,923,616	73,147	3,996,763
3,574,616	73,147	3,647,763
59,891,233	31,144	59,922,377

歳出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
7 商工費	
	1 商工費
9 消防費	
	1 消防費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
10,167,761	31,144	10,198,905
8,656,888	31,144	8,688,032
693,392	0	693,392
693,392	0	693,392
2,219,187	0	2,219,187
2,219,187	0	2,219,187
59,891,233	31,144	59,922,377

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	消費者行政推進事業	1,722

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	区分	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	水路改良事業	補正前	10,000
			補正後	22,388

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

補正予算別冊のとおり

令和8年3月31日

狭山市長 小谷野 剛

令和7年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度狭山市介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ676千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,436,243千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
5 財産収入	
	1 財産運用収入
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
400	676	1,076
400	676	1,076
14,435,567	676	14,436,243

歳出

款	項
4 基金積立金	
	1 基金積立金
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
520,956	676	521,632
520,956	676	521,632
14,435,567	676	14,436,243

議案第 34 号

狭山市教育委員会委員の任命について

下記の者を狭山市教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 (略)
氏 名 野 村 和
生年月日 (略)

令和 8 年 6 月 5 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

教育委員会委員野村和氏は、令和 8 年 6 月 24 日をもって任期満了となるが、同氏を再任することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 35 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 (略)
氏 名 粕 谷 文 勝
生年月日 (略)

令和 8 年 6 月 5 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

人権擁護委員粕谷文勝氏は、令和 8 年 9 月 30 日をもって任期満了となるが、同氏を再推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 36 号

狭山市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

狭山市監査委員に関する条例（昭和 59 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 37 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表ふれあい健康センター P F I 事業者選定委員会委員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市ふれあい健康センター P F I 事業者選定委員会条例が令和 8 年 3 月 31 日限りで効力を失ったことに伴い、ふれあい健康センター P F I 事業者選定委員会委員の報酬に係る規定を廃止したいので、この案を提出するものである。

議案第 38 号

狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

狭山市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項第 2 号中「次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離に応じ、それぞれ同表の右欄に」を「6 万 6, 400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で」に改め、同号の表を削り、同条中第 7 項を第 8 項とし、同条第 6 項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条中第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「及び前項第 2 号」を「、第 2 項第 2 号に定める額及び前項第 1 号」に、「同項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5, 000 円を超えない範囲内で 1 箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額

（2）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第 15 条第 1 項中「7, 400 円」を「7, 700 円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 11 条及び第 15 条第 1 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

2 改正後の第 11 条及び第 15 条第 1 項の規定を適用する場合には、改正前の第 11 条の規定に基づいて支給された通勤手当は改正後の第 11 条の規定による通勤手当の内払と、改正前の第 15 条第 1 項の規定に基づいて支給された宿日直手当は改正後の第 15 条第 1 項の規定による宿日直手当の内払とみなす。

令和8年6月5日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

国の一般職の職員の給与改定の状況に鑑み、一般職の職員の自動車等に係る通勤手当の支給限度額及び駐車場等に係る通勤手当を定めるとともに、宿日直手当の支給限度額を改定したいので、この案を提出するものである。

議案第 39 号

狭山市税条例の一部を改正する条例

狭山市税条例（昭和 30 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 63 条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては 20 万円」を削り、「150 万円」を「180 万円」に改める。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 4 号」に改め、同条第 11 項から第 13 項までを削り、同条第 14 項中「附則第 15 条第 28 項」を「附則第 15 条第 27 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 15 項中「附則第 15 条第 32 項」を「附則第 15 条第 31 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 36 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 17 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 40 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 19 項中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同項を同条第 16 項とし、同条中第 20 項を第 17 項とし、第 21 項を第 18 項とし、同条に次の 1 項を加える。

19 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第 10 条の 3 第 16 項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、

音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第18条の14の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第23条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第63条の改正規定及び次条第2項の規定は、令和9年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の狭山市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

令和8年6月5日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方税法等の改正に伴い、固定資産税及び都市計画税について、課税標準の特例に係る規定を改め、利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する減額に係る規定を設けるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第40号

狭山市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

狭山市立学校給食センター条例（昭和46年条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

狭山市立学校給食センターの設置等に関する条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 学校給食センターの設置（第2条—第4条）

第3章 学校給食の実施（第5条—第8条）

第4章 狭山市立学校給食センター運営委員会（第9条）

第5章 学校給食の実施に係る債権の管理（第10条—第13条）

第6章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「基づき、」を「基づく」に、「ため、」を「ための」に、「を設置することを目的」を「の設置等に関し必要な事項を定めるもの」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 学校給食センターの設置

第4条中「、その他」を「その他の」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第3章 学校給食の実施

第5条を次のように改める。

（給食対象）

第5条 学校給食センターは、次に掲げる者に対して給食を実施する。

- （1）狭山市立学校設置条例（昭和43年条例第31号）第2条第1号の表に掲げる小学校及び同条第2号の表に掲げる中学校（以下「小中学校」という。）に在学する児童又は生徒
- （2）小中学校に所属する教員及び職員
- （3）前条に規定する職員
- （4）前3号に掲げる者のほか、教育委員会が認める者

第6条中「行なう」を「行う」に改める。

第7条第1項中「あてる」を「充てる」に改め、同条第2項中「以外」を「経費以外」に、「児童及び生徒の保護者並びに職員」を「第5条第1号に掲げる児童又は生徒の保護者及び同条第2号から第4号までに掲げる者（以下「学校給食費負担者」という。）」に改める。

第9条を削り、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条及び章名を加える。

（学校給食費の徴収及び納付）

第8条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費負担者は、学校給食費を教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。

3 学校給食費の額は、教育委員会規則で定める。

第4章 狭山市立学校給食センター運営委員会

第10条を第14条とし、同条の前に次の1章及び章名を加える。

第5章 学校給食の実施に係る債権の管理

（市長の責務）

第10条 市長は、学校給食費その他の学校給食の実施に係る債権（以下「学校給食費等」という。）の管理に関する事務について、法令又は条例若しくは規則の定めるところにより、学校給食費等を適正に管理しなければならない。

（台帳の整備）

第11条 市長は、学校給食費等を適正に管理するため、台帳を整備するものとする。

（督促、強制執行等）

第12条 市長は、学校給食費等について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条から第171条の4までの規定の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

2 市長は、学校給食費等について、令第171条の5から第171条の7までの規定の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該学校給食費等に係る債務の免除をすることができる。

（放棄）

第13条 市長は、学校給食費等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該学校給食費等及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又はこれに準ずると認められる者であり、資力の回復が困難で当該学校給食費等について履行される見込みがないと認められるとき。
 - (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該学校給食費等につきその責任を免れたとき。
 - (3) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があつた場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該学校給食費等に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
 - (4) 当該学校給食費等について、令第171条の2又は第171条の4第1項若しくは第2項の規定による措置の手続をとつても、なお完全に履行されず、債務者が無資力又はこれに近い状態にある場合において、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
 - (5) 当該学校給食費等について令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとつた場合において、当該措置をとつた日から相当の期間を経過した後においても、なお債務を履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
 - (6) 当該学校給食費等について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- 2 市長は、前項の規定により放棄した債権について、議会に報告しなければならない。

第6章 雑則

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和8年6月5日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

学校給食費の公会計化に伴い、学校給食費の徴収及び管理に係る規定を設けるとともに、所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 4 1 号

狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 2 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 4 2 号

令和 8 年度狭山市一般会計補正予算（第 1 号）

補正予算別冊のとおり

令和 8 年 6 月 5 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和 8 年度狭山市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度狭山市一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 3, 6 4 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 5, 8 2 4, 6 4 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
16 国庫支出金	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
17 県支出金	2 県補助金
	2 基金繰入金
20 繰入金	
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
9,675,739	138,516	9,814,255
8,097,923	101,216	8,199,139
1,537,198	37,300	1,574,498
4,683,469	5	4,683,474
1,216,440	5	1,216,445
2,487,817	55,120	2,542,937
2,412,155	55,120	2,467,275
55,631,000	193,641	55,824,641

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
7 商工費	
	1 商工費
8 土木費	
	2 道路橋りよう費
10 教育費	
	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	6 保健体育費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
6,323,801	120	6,323,921
5,114,247	120	5,114,367
27,062,344	175,906	27,238,250
12,946,910	549	12,947,459
11,751,027	3,036	11,754,063
2,357,965	172,321	2,530,286
4,744,728	848	4,745,576
2,438,293	848	2,439,141
628,553	3,412	631,965
628,553	3,412	631,965
3,783,658	9,100	3,792,758
1,258,691	9,100	1,267,791
6,611,606	4,255	6,615,861
1,097,709	2,689	1,100,398
1,118,497	874	1,119,371
1,645,027	611	1,645,638
1,786,386	81	1,786,467
55,631,000	193,641	55,824,641

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共施設LED照明設備賃貸借事業費	令和 8年度から 令和19年度まで	2, 547, 600
産業労働センター指定管理料	令和 8年度から 令和11年度まで	10, 236

議案第 43 号

令和 8 年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

補正予算別冊のとおり

令和 8 年 6 月 5 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和8年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度狭山市介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ511千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,098,393千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
6 繰入金	
	1 他会計繰入金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,531,942	511	2,532,453
2,081,942	511	2,082,453
14,097,882	511	14,098,393

歳出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
	3 介護認定審査会費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
234,208	511	234,719
72,521	60	72,581
155,487	451	155,938
14,097,882	511	14,098,393

議案第 4 4 号

狭山市立新狭山小学校校舎改修工事請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 4 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 狭山市立新狭山小学校校舎改修工事
（工事場所 狭山市入間川 1 1 0 8 番地）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 3 0 0 , 3 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 埼玉県飯能市大字双柳 7 6 0 番地の 1 4
細田建設株式会社
代表取締役 細 田 光 利

令和 8 年 6 月 5 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立新狭山小学校校舎改修工事について、請負契約を締結したいので、条例の定めるところにより、この案を提出するものである。

議案第 4 5 号

狭山市駅加佐志線調整池及び久保川調節池整備工事請負契約の変更契約の締結
について

下記のとおり変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 4 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | 狭山市駅加佐志線調整池及び久保川調節池整備工事
(工事場所 狭山市入間川地内) |
| 2 変 更 契 約 金 額 | 2 5 2 , 6 5 5 , 7 0 0 円 |
| 3 今回の変更による増額 | 8 1 2 , 9 0 0 円 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 埼玉県狭山市柏原 5 8 8 番地の 4
株式会社田口土木
代表取締役 田 口 勇 男 |

令和 8 年 6 月 5 日 提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

令和 6 年 9 月 3 0 日に狭山市駅加佐志線調整池及び久保川調節池整備工事について請負契約を締結したが、工事の一部変更に伴い契約金額を変更したいので、条例の定めるところにより、この案を提出するものである。

議案第 4 6 号

財産の処分について

下記のとおり財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 4 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 名 称 | 金地金 |
| 2 | 財産の種類 | 物品 |
| 3 | 数 量 | 3 本（1 本当たり 5 0 0 グラム） |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 処分金額 | 処分する金地金を売り払う日の午前 9 時 3 0 分に田中貴金属工業株式会社が公表する金地金 1 グラム当たりの店頭買取価格（税込）に、買取率 1 0 0 分の 1 0 0 . 1 1 及び処分する金地金の総重量を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額） |
| 6 | 契約の相手方 | 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2 8 4 8 番地 2
株式会社碧木商店
代表取締役 碧 木 栄 基 |

令和8年6月5日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

金地金を処分したいので、条例の定めるところにより、この案を提出するものである。

議案第 47 号

市道路線の廃止について

下記の市道の路線を廃止したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
F 第 1 1 2 号 線	狭山市大字笹井字北原 7 0 8 番 1 地先	
	狭山市大字笹井字北原 7 1 3 地先	

令和 8 年 6 月 5 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

個人からの道路敷地買取申請により市道の路線を廃止したいので、この案を提出するものである。